

30年5月1日

No. 137

発行

一般社団法人
練馬西青色申告会



ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

平成29年分の決算を終えて

会員の皆様、確定申告お疲れさまでした。

本年は、会員の皆様のご協力のおかげで、待ち時間が少なくスムーズに対応できましたことに感謝いたします。なお、来年もよりスムーズに行くよう以下の注意点を述べさせていただきます。

●会計ソフト使用者について

会計ソフト使用による決算書の作成時間を迅速にするため、会計ソフト使用者は平成二九年四月から平成三十年一月の中旬までの期間、数回事務局にお越しいただき、入力内容の確認をお願い致します。また、確定申告が終了したのちは、そのデータをUSB等に保存し、各勘定科目的印刷をしていただくようお願い致します。保存期間は7年間となります。尚、ご来局の際はUSB等もご持参いただきますようお願い致します。

●摘要の記入について

会計ソフトのデータや帳簿を拝見させていただきますと、日付と金額のみで摘要（内容、支払先等）を記入されていない方が見受けられました。摘要が記入されていないと消費税の課税事業者のうち一般課税を選択している方は、納付すべき消費税額の計算上、課税売上に課税された消費税額から仕入れや諸経費に含まれている消費税額を控除することができませんので、入力や記帳にあたっては必ず摘要（何をどこへ支払ったか）を記入するようにしてください

●公的年金等

その年一年分の公的年金等の金額、その金額から控除された源泉徴収税額及び介護保険

料等の社会保険料等の記載されている公的年金等の源泉徴収票（一月下旬到着分）は必ずご持参いただきますようお願い致します。

●介護保険料及び国民健康保険料について

あらかじめその年分の支払額を調べていただくようお願い致します。

●前年以前三年分の決算書・申告書の持参

前年以前三年分の決算書・申告書は本年分の消費税の申告、純損失の繰越控除、減価償却費の計算に必要な資料となりますので、必ずご持参いただきますようお願い致します。

●減価償却費の計算

減価償却資産については、決算時に計算したのでは、相当時間がかかる場合があります。そ

こで、平成三十年の秋の記帳相談の頃に青色申告会事務局で平成三十年分の減価償却費の計算もしますので必ずご参加くださるようお願い致します。案内は十月の初旬にお出し致します。

案内は十月の初旬にお出し致します。

す。なお、車両の買換えをした場合は、前年分

の決算書のほかに、新しく購入した車両の購入価額、自動車保険料、自動車税等、下取りに出した車両の下取り価額などが記載されている資料、さらに新しく購入した車両についてローンを組んだ場合にはその借入金等の返済明細書が必要になりますので、買換えをした方は、必ず持参いただきますようお願い致します。

●減価償却資産と修繕費の判定

業務用建物等の修繕やメンテナンスをしたときには数百万円という出費になる場合があります。その出費については修繕費として全額

ないのかの判定が必要ですが、事務局の職員ではその判定をすることができませんので、平成三十年中に、店舗、事務所、貸家、アパート、マンションなどの業務用建物等の修繕をし、その支出額が高額になる方は修繕費になるのか減価償却資産となるのかを、あらかじめ税務署で判定していただくようお願いいたします。

●土地・建物を売却された場合

土地や建物を売却された場合には売却価額が高額になると、税法上の処理も複雑になることも多いため事務局の職員では処理できないことがあるため、税務署で事前に相談していただく必要があります。よって、平成三十年中に土地や建物を売却された場合には必ず平成三十一年一月の初旬までに税務署に相談していただくようお願い致します。

●「確定申告のお知らせ」を必ずお持ちください

青色申告会事務局を経由して申告書を税務署に提出されたかたは、来年の確定申告時は税務署から、決算書、所得税及び消費税の申告書などは送付されず、納期限、予定納税額など確定申告書の作成に必要な情報が記載された「確定申告のお知らせ」はがき（振替納税を利用の方）又は通知書（納付書が必要な方）が一月の下旬までに送付されますので必ずその書類をご持参くださるようお願い致します。なお、決算書は練馬西青色申告会事務所にも用意していますので、ご来局の際にお持ち帰りいただくことがありますので、ご来局の際にお持ち帰りいただくようお願い致します。

告書は、税務署に連絡していただければ送付していただけるとのことですので、平成三十一年の一月初めに税務署へ申告書の取り寄せの連絡をして頂くようお願い致します。

「新規入会者ガイダンス」開催

平成30年4月5日(木)青色申告会館にて新規入会者ガイダンスを開催しました。午前と午後に1回ずつ開催し、合計13名の方にご参加いただきました。

ガイダンスの内容は青色申告会についての説明に始まり、青色申告のメリット、記帳の仕方、会計ソフト、そして各種共済制度についてご説明させて頂きました。

おおよそ一時間のガイダンスでしたが終了後も様々なご質問をいただき、さっそく記帳指導を受ける方もいて、熱心にご参加いただきました。

今回スケジュールの都合でご参加できなかった皆様も個別で記帳指導や各種共済制度のご説明をいたしますので、お時間のある時にどうぞ青色申告会館へお越しください。

最後になりますがお忙しいなかガイダンスにご参加いただきました皆様に感謝申し上げます。

武藤

自習室のご案内

会計ソフトによる入力、手書きによる記帳などを事務局で記帳されたい方は、(一社)練馬西青色申告会事務局(☎03-5387-6211)にご連絡のうえお越しください。

厚生部日帰り旅行「いちご狩りツアー」

3月25日(日)学園通りの満開の桜に見送られて、45名の参加者の皆様と栃木県いちごの里での「スカイベリー狩り」へと向かいました。

スカイベリーは、平成26年、栃木で誕生した新品種で「大きさ、美しさ、おいしさ」の全てが大空に届くように素晴らしいとの意味と、百名山の一つ「皇海山(すかいさん)」にちなんでつけられたそうです。

大粒な物は、普通のいちごの2倍近くあり、びっくりしました。皆さん好みのいちごを探しながら、ハウスを回り、美味しいてつい沢山食べてしまいましたという方が多く「スカイベリー狩り」を満喫致しました。

いちご狩りの後は、昭和12年創業の「外池酒造」にて蔵人の方の解説を聞きながらの資料館見学後は、吟醸酒等、二種類の試飲を味わい、歴史を感じる趣のある酒蔵で利き酒や買い物を楽しみました。

昼食は、益子町最大の窯元であり、皆様親しみのある横川の釜めしの容器の製造をしている「つかもと製陶」にて「栃木産豚肉鉄板御膳」を堪能しました。昼食後は、併設されているギャラリーにて、陶器をみたり、買い物をしたり、ゆったりとした時間を過ごし帰路へと着きました。

皆様の元気な笑顔とともに、無事故で終える事が出来ました。
ご参加頂きました皆様ありがとうございました。

今後も皆様に喜んでご参加頂けるようご意見・ご感想を参考に、企画してまいりますので、たくさんの方のご参加をお待ちしております。厚生部役員の皆様には、企画進行等ご協力を頂きましてありがとうございました。

(事務局 高田)



練馬区指定保養施設

ニュー・グリーンピア津南(新潟県津南町)をご利用の際は、下記用紙を切り取って御使いください。

きりとり

女性部からのお知らせ

女性部では「使用済み切手」の寄贈をお願いしております。集められた切手は、全国青色申告会総連合女性部を通じて社会貢献に役立てております。皆様ご協力をお願いいたします。

■宿泊ホテルのご利用案内と会員特典
練馬区指定保養施設
ニュー・グリーンピア津南(新潟県津南町)
※練馬区民の方は、練馬区より宿泊補助金が受けられ大お得です。
※ホテル行きの直行シャトルバス(練馬郵便局前発着)に往復2,000円でご乗車でき、大変便利です。(冬シーズンの休前日発3,000円)
詳細は同封のパンフレットをご覧ください。
☆ご宿泊のお問合せ・ご予約は直接、ホテル首都圏予約センター(03-5946-2361)へご連絡をお願いいたします。
★練馬西青色申告会会員特典
会員様にタ食時ワンドリンクプレゼント
(右の引換券に必要事項をご記入され、宿泊当日、受付の際にフロントにお出しください)

練馬西青色申告会会員特典

夕食時ワンドリンク利用引換券

☆ドリンクメニュー	宿泊日:	月 日
グラスビール・清酒1合・ソフトドリンク	有効期限:	2019年3月31日(日)
バーの中から一つお選びいただけます。		
■会員氏名	■滞住所	■宿泊人数
		名 (会員名)

●注意事項: 必要事項をご記入され、宿泊当日、受付の際にフロントにお出しください。夕食時ワンドリンク利用券を呈示いたします。ご利用は宿泊滞在中、1回のみとさせていただきます。

コピー用

ニュー・グリーンピア津南